

給与支払報告
特別徴収に係る給与所得者異動届出書（一括徴収記載例）

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

〇〇〇 市町村長 殿 令和××年〇〇月△△日提出		（特別徴収義務者） 給与支払者	住所(居所)又は所在地	〒012-3456 〇〇県××市△△1-2-3												
			フリガナ	カブシキガイシャ マルバツシヨウジ												
			氏名又は名称	株式会社 ○×商事												
			代表者の職氏名	代表取締役 特徴 太郎												
			個人番号又は法人番号	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
給与所得者			(ア) 特別徴収税額(年税額)		(イ) 徴収済額		(ウ) 未徴収税額(ア)-(イ)		異動年月日							
受給者番号(整理番号)	フリガナ	スズキ イチロウ	円		6 月から		9 月から		××・8・31							
123456	氏 名	鈴木 一郎	円		8 月まで		5 月まで									
生年月日	昭和・平成 50 年 1 月 1 日		140,000		円		円									
個人番号	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
1月1日現在の住所	〇〇県××市△△3-2-1				35,600		104,400									
給与の支払を受けなくなった後の住所																

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄にも記載してください。

一括徴収の理由	徴収予定		
①. 異動が令和 年 12 月 31 日 までで、一括徴収の申出があったため (月 日申出)	徴収予定月日	徴収予定額	徴収予定額合計(上記(ウ)と同額)
	9・20	104,400 円	円
	・	円	104,400
	・	円	
2. 異動が令和 年 1 月 1 日 以後で、特別徴収継続の希望がないため			

一括で徴収した税額を納入する月
※1月以降の退職の場合は、原則一括徴収が基本となります。

◎転勤(転職)等による特別徴収届出書

新しい勤務先の特別徴収義務者指定番号 (※ 新規事業所の場合は記入不要です。)	
新しい勤務先の住所(居所)又は所在地	〒
フリガナ	
氏名又は名称	
代表者の職氏名	

8月末で退職した給与所得者の徴収方法を、9月分で一括して納入する場合。
(ア) 特別徴収税額(年税額) 140,000円(6月から翌年5月分)
(イ) 徴収済額 35,600円(6月から8月分)
(ウ) 未徴収税額 104,400円(9月から翌年5月分)
↑
一括徴収税額(納入額と同額)

新しい勤務先では、 月割額 円を 月分(翌月10日納入期限分) から徴収し、納入するよう連絡済みです。	
受給者番号	
納入書の要否 (新規の場合のみ記載)	必要 ・ 不要

※市町村記入欄

1. 現年度		2. 新年度		3. 両年度	
※市町村処理欄					
特別徴収義務者 指 定 番 号	12-34567		※市町村ごとに異なります		
宛 名 番 号	1234				
連絡先の氏名及び 所属課、係名並び に電話番号	課・係	人事課人事労務係			
	氏名	特徴 花子			
	電話	000-000-0000 (内線 123)			
異 動 の 事 由	異動後の未徴収 税 額 の 徴 収		退職した年の1 月から退職時ま での給与支払額		
	① 退職 ② 転勤 ③ 合併 ④ 休職 ⑤ 長期欠勤 ⑥ 死亡 ⑦ 会社都合		1. 特別徴収継続 一括徴収 (1月以降は必須) 9 月分で納入 (10月10日納期分) 3. 普通徴収 (理由)		円 1,200,000 控 除 社 会 保 険 料 額 円 60,000
	「徴収不可」を選択された場合は、 必ず選択してください。				
氏名	続柄	1 (普B)	他の事業所で特別徴収 (例：乙欄適用者)		
住所		2 (普C)	給与が少なく税額が引けない (例：年間の給与支給額が〇〇万円以下)		
		3 (普D)	給与の支払が不定期 (例：給与の支払が毎月でない)		
電話		4 (普E)	事業専従者 (個人事業主のみ対象)		

【提出先】 〒289-1192 八街市八街ほ35番地29 八街市役所 市民部 課税課 市民税係

4 新勤務先では最下段の事項を記載し、一月一日現在の住所(課税地)の市町村長に送付してください。一括徴収することが義務づけられています。
3 2 1 黒のボールペン又はペンで記載してください。転勤(再就職等)により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で最上段の事項を記載し、新勤務先に送付願います。ただし、「給与所得者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先では記載してください。また、前勤務先が個人事業主の場合、「給与支払者」は、前勤務先では記載せず、新勤務先へ送付願います。新勤務先では最下段の事項を記載し、一月一日現在の住所(課税地)の市町村長に送付してください。一括徴収することが義務づけられています。

御注意